

令和 6 年度第 1 回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和 6 年 6 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟 2 階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏委員長、高久 健一委員、赤桐 仁輔委員、
齋藤 晶委員、國分 彰成委員

イ 事務局

鹿股財務部長、本田財政課長、佐藤契約検査係長、
富田契約検査係主査

ウ 工事担当課

防災危機管理課	山田副主幹兼危機管理係長
未来政策部梁川総合支所	津田業務防災係長
教育部教育総務課	藁谷施設管理係長
建設部建築住宅	亀岡副技幹兼施設整備係長
建設部建設課	田中建設係技査

(4) 委嘱状交付式

財務部長より國分委員に委嘱状交付 任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(5) 次 第

- 1 開 会 財政課長
- 2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長
- 3 議事

(1) 報告事項

- ① 入札方針について・・・資料 1 、 資料 2
- ② 市発注工事等の入札結果について・・・資料 3－1、3－2
(対象期間：令和 6 年 1 月 1 日～4 月 30 日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・資料 4
(対象期間：令和 6 年 1 月 1 日～4 月 30 日)
- ② 抽出事案の審議について・・・資料 5－1 ～ 資料 5－5

4 その他

5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 入札方針について

【契約検査係主査】

資料 1、資料 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係主査】

資料 3 - 1、資料 3 - 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【契約検査係主査】

資料 4 により説明

② 抽出事案の審議について

・ 2023000421 梁川中学校校長室等空調設備更新工事

【契約検査係長】

資料 5 - 1 により説明

【赤桐委員】

1 回目の入札ですべての業者が予定価格を超過していたのはなぜだと思いますか。

【契約検査係長】

業者は正確に設計価格を積算したうえで、より高い金額で応札したい意向が働いたためと推測します。

【高久委員】

年度をまたいだ工期になっているのはなぜですか。

【教育総務課係長】

昨秋に突発的に起きた設備機器の故障であり、本修繕費を 12 月補正で予算化しました。その後、早急に起工伺をし、標準工期

の3ヶ月を確保したため、年度を跨ぐこととなりました。

【國分委員】

発注時の資材の選定や単価の考え方について教授いただきたい。金抜設計書において公平性が維持されるために取り組んでいることがあれば教授いただきたい。

【契約検査係長】

積算は福島県の積算基準により設計しており、積算の単価は県で公表しているものを使用している。金抜設計書には、作成日、単価適用日を表示している。また県の公表単価でないものは、業者から徴収した見積書を基に参考単価を算出し公表することで公平性の維持に取り組んでいます。

【高久委員】

見積単価を公表しているのか。

【契約検査係長】

福島県の積算基準により公表しています。

【高久委員】

県の単価、見積単価があるのに1回目の入札でなぜ落札者が決まらなかったのか。

【契約検査係長】

業者が積算時に高い単価を使用したと考えられます。

【伊藤委員長】

積算システムを用いたり、単価公表などにより業者がより正確に設計価格を積算できる。よって、ほぼ予定価格を推測することが可能になってきている。この場合に、業者がどういう行動をとるか。考えられるのは予定価格に近い場合、落札できるのであれば受注しようという行動であったと推測できる。反対に最低制限価格に近い金額であれば、絶対応札したいという行動であると推測できる。

・ 2023000422 富野防災倉庫解体工事

【契約検査係長】

資料5-2により説明

【伊藤委員長】

解体の場合、人員、廃材などの量の算出はどうしているのか。設計数量などはあるのか。

【梁川総合支所係長】

設計業務委託の成果物により実施設計を行い、人員、廃材などの数量を決定しており、設計数量をもとに県の積算基準に基づき解体費用の積算を行っています。

【高久委員】

設計業者が算出したものを用いて、市で積算し予定価格を決めているのか。

【契約検査係長】

設計業者が算出したものを用いて、県の積算システムで積算し予定価格を決めています。

- ・ 2023000438 伊達小学校改築事業国道 399 号道路改良工事

【契約検査係長】

資料 5－3 により説明

【高久委員】

落札率 99.6%と高い理由はどう考えているか。

【契約検査係長】

舗装工事は県の単価を用いて積算しているため正確な設計価格を把握できることと、より高く応札したいという業者の意向が働いているためと推測します。

【伊藤委員長】

現在、業者の積算能力の向上により、ある程度正確に積算できる環境となっている。よって予定価格を容易に算出される。その中で、絶対応札したければ、最低制限価格に近い応札額となるはずが、今回は 1 回目で全 4 者が予定価格超過、2 回目で 1 者が予定価格を下回った。落札率も 99.6%と高い。何らかの形で業者間の話し合いがあったのではという可能性を排除できない。予定価格前後で争うことは、あまり芳しいことではないと考える。正確に見積もることができることと、落札率が 100%近くなることとは別問題である。

石川町の予定価格漏えい事件について、競争性が高ければ低い価格で落札しようとなる。それがなっていない。

本案件も、もっと多くの業者が入札に参加をして競争性が働いたら、最低制限価格に近いところで応札する業者があったのかもしれない。

【高久委員】

石川町の事件を受けて、市は今後どのような対応をするのか。

【財政課長】

予定価格は厳重に管理し、漏えいできない環境づくりをしている。業者間の関係性など情報収集に努めていく。

【齋藤委員】

1 回目の入札で落札されなかった場合、2 回目の再度入札が行われるまでの時間はどのくらいか。

【契約検査係長】

応札業者が入札書を投函できる状態になるまで待ち、再度入札を行っている。大体 3 ～ 5 分程度になります。

・ 2023000441 伊達小学校 4 ・ 5 工区屋外整備工事

【契約検査係長】

資料 5 - 4 により説明

【國分委員】

応札参加可能業者は 17 者だが、応札者が 4 者となった理由はどうのように考えているか。

【契約検査係長】

入札参加申請前のパスワード申請は、多数の業者が申請をしている。実際に設計書を業者が確認し、自社ではできないと判断し、入札参加をしなかったと考えられる。

今回の工事は土木工事のほかに遊具設置などが含まれていたため、応札参加業者が少なくなった可能性も考えられる。

【伊藤委員長】

入札参加業者が少なかった際、なぜ参加しなかったのかという調査などは行っているのか。

【契約検査係長】

行っておりません。

【伊藤委員長】

参加可能業者数より入札参加業者数が少ない時、かつ落札率が非常に高い時は、入札に参加しなかった理由を調べると、入札参加業者数が増えるのではないかと思います。

【高久委員】

条件付一般競争入札参加一覧表には、順位は 1、2 しか入れないのか。3 は入れないのか。

【契約検査係長】

予定価格と最低制限価格の範囲内に入っているものに 1、2 の

順位を入れる。1位の業者が資格要件を満たさない場合、2位の業者の資格要件を確認し契約となります。

【高久委員】

土木と遊具などで分割発注はできないのか。

【契約検査係長】

グラウンド整備として発注することで、品質の確保ができる、また工程管理も検討した結果、一括発注としています。

【伊藤委員長】

一般論として、発注者側の論理で工事内容や工程を決めることと、業者が入札しやすい、または業務を遂行しやすいことは、若干のずれがあることがあり得ると思われる。

発注者側は理屈だけで物事を進めていないか、業者側の考え方を取り入れないと、なかなか応札者は増えないということを以前話したことがある。業者が応札したいと思える工事の中身や考え方を取り入れることが発注者側にはある程度必要であると考ええる。

工事の規模、責任問題などの事情について理解できるが、競争性を高めるために発注者側は、多くの業者が応札しやすい工事の中身にする 것도心掛けていただきたいと考える。

・ 2023000425 同報系防災行政無線戸別受信機移設等工事

【契約検査係長】

資料5－5により説明

【高久委員】

1者による随意契約ではなく、指名競争により2者以上見積をとって進めるべきではないのか。

【防災危機管理係長】

機器の設定変更自体が特殊なものになっており、当初設置した業者にしかできないため1者の随意契約としています。

【伊藤委員長】

前段の高久委員の質問には2つの内容がある。1つ目は、ほかの業者で本当にできないのか、一般競争入札でも可能ではないのかという内容。

2つ目は、随意契約だとしても、見積もり時は、複数業者から見積もりを取って予定価格を決めた方がいいのではないかという内容。

本案件は発注者側が、その業者でないとできないと判断し、1社随意契約にしたと理解している。ただ随意契約の場合、調査もせず依然と同じ1社随意契約とすると競争性に問題がある。できれば一般競争入札の方が望ましい、複数業者から見積もりを取った方が望ましいというのが基本だと考える。今後、そのようなスタンスで随意契約をしていただいたほうがいいと思う。

【高久委員】

積算が精緻化してきて落札率が高くなっている。競争性を生むために工夫を加えるなどの検討はないのか。

【契約検査係長】

予定価格の設定は設計額を参考に作っている。競争性を生むために、設計額の設定を変えることはしていません。総務省からの通達に従い、歩切（ぶぎり）も行っておりません。

【伊藤委員長】

設計価格と予定価格を同額にしない自治体も存在している。だからといって競争性が高まるわけではない。また予定価格を事前公表する自治体もある。多くの業者が入札に参加をして競争性を働かせ、落札率を下げないと、業者間で何かあったのではないかという疑いが出てくる。

【高久委員】

予定価格の事前公表はありなのか。

【伊藤委員長】

予定価格の事前公表は、国はやめた。自治体は総務省の指導により事前公表はよくないとなっている。問題があったら、事後公表にしろという指導になっている。予定価格の事前公表をすると、予定価格の漏えい・官製談合的なことは排除できる。事前公表の問題点は、積算能力のない業者が参加できてしまうこと。

競争性が高まれば、最低制限価格前後で競争が起こることになる。

【財政課長】

入札制度において、競争性、透明性の確保、公平性、品質の確保など、どれも重要である。今のルールがベターであると思うが、社会変化等を踏まえながら、よりよい制度構築を検討していきたい。

3 閉 会

（午後3時）